

教育委員会定例会会議録

令和4年6月16日（木）

教育委員会定例会会議録

令和4年6月16日午後3時00分教育長竹内清が教育委員会定例会を茅ヶ崎市役所分庁舎5階特別会議室に招集した。

1 会議出席委員は、次のとおり。

教育長 竹内 清 委 員 赤坂雅裕 委 員 中馬智子
委 員 伊藤甲之介 委 員 大森美保子

2 会議出席事務局職員は、次のとおり。

教育総務部長 中山早恵子	教育推進部長 白鳥慶記
教育指導担当部長 青柳和富	教育総務課長 島津 順
教育施設課長 高橋 修	学務課長 藤木徹也
教職員担当課長 南雲 務	社会教育課長 瀧田美穂
青少年課長 関山知子	学校教育指導課長 力石裕司
図書館長 松岡俊子	教育センター所長 日高恭子
小和田公民館担当課長兼館長 浅井志子	鶴嶺公民館担当課長兼館長 三井優子
松林公民館担当課長兼館長 菊池 修	南湖公民館担当課長兼館長 生川彰博
香川公民館担当課長兼館長 鈴木 朗	体験学習センター担当課長兼所長 松下晃久

3 会議の大要は、次のとおり。

午後3時00分開会

○竹内教育長 それでは、ただいまから6月定例会を開催いたします。

日程第1 教委議案第19号教育委員会の点検・評価結果報告書（令和3年度版 自己評価）（案）の諮問についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育総務課長 日程第1 教委議案第19号教育委員会の点検・評価結果報告書（令和3年度版 自己評価）（案）の諮問について、教育総務課長よりご説明申し上げます。

資料は1ページ及び2ページ、別冊資料でございます。

本案は、教育委員会の点検・評価（案）令和3年度自己評価に関し、茅ヶ崎市教育基本計画審議会から意見をいただきたく、茅ヶ崎市教育基本計画審議会規則第2条の規定に基づき諮問するため提案するものでございます。

別冊資料1ページをご覧ください。本市教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条により、教育行政事務の管理及び執行の状況の点検・評価と、茅ヶ崎市教育基本計画の進行管理を一体的に実施しております。

資料2ページをご覧ください。点検・評価の流れについては、図のとおり、教育委員会の自己評価、基本計画審議会による調査審議、知見の作成、教育委員会での審議、報告書の作成となっております。

別冊資料6ページをご覧ください。政策1の自己評価を記載しております。点検・評価は法に基づき毎年実施しているものですが、令和3年度から新たな教育基本計画をスタートしたことを期に点検・評価の方法を見直しております。新たな評価では、個々の事業の達成状況に視点を当てるのではなく、各施策に示した活動の実績を、7ページの2に示すような政策ごとに定めた指標の推移や、8ページ以降に示すような活動の内容から分析、考察し、政策全体で効果測定を行うこととしました。また、評価と併せて課題や今後の方向性についても記述することとしております。

同様に、政策2から7までの評価を、22ページ、30ページ、55ページ、65ページ、72ページ、77ページ、それぞれ同様の形で記載をしております。

ご説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○伊藤委員 例えば6ページのところですけれども、評価とか課題の方向性の書き方が変わってきたかなと思うんですけれども、課題の今後の方向性の中で、個々の教職員の判断に任せるだけではなく、学校が組織として様々なことを判断するためには、本市教育委員会事務局の学校に対する支援も必要ですという視点が述べられているとか、組織として対応しようというような姿勢が述べられているとか、それから、その下の段落のところで、学校運営協議会を通じてICTの知識が深い地域住民を紹介いただきとかということが述べられていて、地域の方たちも活用しようとかということ、それから、指導主事さんに加えて社会教育主事さんも学校を訪問するとか、様々な方が参画をするというような形になっていることはとてもすばらしいなというふうに思うところです。

それからまた、24ページ、教職員の教育活動への支援の中で、市費教員の任用とかということがあって、人数はちょっと減ってはきているんですけれども、これだけ財政が厳しい中で市費の教員の任用をしているというのはすばらしいことだというふうに思うところ

です。こういうことが先生方の働き方改革につながるのではないかなと思うところなので、素晴らしい実績かなと思うところです。

素晴らしいといえば、25ページに、指導主事さんと教育指導員さんが授業参観をして、具体的、実践的な指導、助言をしていると出向いていらっしゃるわけですね。だから、こういう取組をされるというのはやっぱり素晴らしいことだというふうに思いますので、実際に出向いて助言、指導しているというのは、先生方にとっても非常に大きな学びになるというふうには思うところです。

また、評価項目の中で、学校でいろいろなことが分かることが楽しいと思うということがこの項目で随分前から評価されているらしいんですけども、分かることが楽しいという視点は、教育にとって物すごく大事な視点なんですね。それが入試に使えるとかそうではなくて、分かることが楽しい、分かることで喜びなんですね。だから、こういう視点で評価をしていっているということも素晴らしいと思いました。

○大森委員 点検・評価というところを公表するという観点から読ませていただきますと、3ページに書いてあります②、多くの方に目に留めていただくためには、やはり文章が簡潔であることとか表現が分かりやすいこと、難しい表現は避けたいと、そのような文言があります。これは読む側にとっても、それから学校が開かれているという観点からもとても大事な視点なので、改めてよいと感じました。

それから、先ほどご発言があったように分かることが楽しいということプラス、学校が安心して通える場だということがとても大事だと思っています。つい、いじめということに目がとらわれがちですが、その根底にはやはり学校が見守ってくださる、先生や周りの方、地域の方も含めてですけども、安心して目を注がれているという感覚が、小学校から大きくなる間に感じるものがすごく私は大事だと思っていますので、その言葉が、評価が72ページと73ページに書かれていました。こういうこと、勉強ができる、できないだけではなくて、茅ヶ崎の教育は精神的なことを支えていきたいということに私はつながるといふ文言に感じましたので、ぜひこれからもそういう視点を忘れずに、そして示すということではとてもいい取組になっているように感じました。

○中馬委員 政策1の中で、授業が分からなくなったとき、先生や友達が助けてくれると思っているという項目も長年調べられています、最近のここ2年で、6年生、中学3年生とも増えてきているというところが、コロナでいろんな状況が出ていたと思うんですけども、学校教育も、保護者も、生徒さんも、児童たちも皆、人と会って、触れ合っ

け合うということを実感できたのかなと、その数字かなと、この数字を見て感じました。なので、今までやってきた取組がそのまま見える形で現れているのではないかなと思ったので、引き続き子どもを見守っていただけたらなと思っています。とてもありがたいなと思いました。

○竹内教育長 ほかにご意見等がなければ、日程第1 教委議案第19号教育委員会の点検・評価結果報告書（令和3年度版 自己評価）（案）の諮問については原案のとおり諮問することでいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○竹内教育長 それでは、原案のとおり決めます。

次に、日程第2 教委議案第30号茅ヶ崎市博物館条例施行規則について及び日程第3 教委議案第31号茅ヶ崎市博物館協議会規則について及び日程第4 教委議案第20号茅ヶ崎市文化資料館条例施行規則の一部を改正する規則について及び日程第5 教委議案第32号茅ヶ崎市教育委員会事務局の組織等規則及び茅ヶ崎市教育委員会職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について及び日程第6 教委議案第33号茅ヶ崎市教育委員会行政文書管理規程及び茅ヶ崎市教育委員会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令については、関連がありますので一括して議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○社会教育課長 日程第2 教委議案第30号茅ヶ崎市博物館条例施行規則についてから日程第6 教委議案第33号茅ヶ崎市教育委員会行政文書管理規程及び茅ヶ崎市教育委員会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令につきまして、社会教育課長より一括でご説明させていただきます。

初めに、茅ヶ崎市博物館条例施行規則についてご説明いたします。

資料は定例会議案その2、1ページから8ページでございます。

本規則は、日程第13にてご審議いただきます茅ヶ崎市博物館条例の施行に関し必要な事項を定めるため提案するものでございます。

概要についてご説明いたします。

第2条及び第3条では、休館日を月曜日等とすることとし、開館時間は午前9時から午後7時までとすること等としております。

第4条から第8条につきましては、博物館が収集し、保管し、また展示する資料について、撮影、模写、模造等をしようとする場合の承認に係る申請、変更申請、教育委員会に

よる承認の取消し等について定めております。

第9条から第13条では、観覧料の納付、減免、還付に係る手続等並びに観覧の手続、招待券等の発行について定めております。

第14条では、教育委員会の承認を受けた特別利用者が博物館内において特別な設備を設置する場合の手続について所要の規定を定めております。

第15条では、特別利用者は、特別利用の打合せをしなければならないこと等としております。

第16条では、入館者及び特別利用者の遵守事項を定めております。

第17条では、博物館資料の館外貸出しを受けようとする場合、教育委員会の承認を受けなければならないこととしています。

第18条では、特別利用者は、博物館資料を原状に回復したときは、直ちに関係職員に報告し、確認を受けなければならないこととしております。

第19条では、博物館資料、施設等を損傷等した場合、直ちに教育委員会に届出をし、その指示を受けなければならないこととしています。

第20条から第23条では、資料の寄贈及び寄託についての諸事項について定めております。

第24条では、博物館の管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定めることとしております。

続きまして、日程第3 教育議案第31号茅ヶ崎市博物館協議会規則についてご説明いたします。

定例会議案その2、9ページから11ページでございます。

本規則は、茅ヶ崎市博物館条例に基づき設置される茅ヶ崎市博物館協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため提案するものでございます。

概要につきましては、第2条では会長を置き、委員の互選により定めることを、第3条では、会長が会議を招集し議長となること等を、第4条では、必要に応じて関係者の出席を求め意見を聴くことができることを、第5条では、規則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は会長が協議会に諮って定めることを定めております。

続きまして、日程第4 教委議案第20号茅ヶ崎市文化資料館条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

資料は定例会議案3ページから10ページでございます。

本規則は、日程第14にてご審議いただきます茅ヶ崎市文化資料館条例の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため提案するものでございます。

概要につきましては、文化資料館条例を民俗資料館条例に改めることに伴う所要の規定を整備するものでございます。

続きまして、日程第5 教委議案第32号茅ヶ崎市教育委員会事務局の組織等規則及び茅ヶ崎市教育委員会職の設置等に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

資料は定例会議案その2、12ページから19ページでございます。

本規則は、茅ヶ崎市博物館の設置に伴い同館の所掌事務を定めるとともに、同館に設置する職及びその職務を定める等のため提案するものでございます。

茅ヶ崎市教育委員会事務局の組織等規則の改正では、第2条で、社会教育課博物館整備担当を廃止すること、第4条で、社会教育課の分掌する事務から文化資料館の移転整備に関することを除くことを、第7条では、博物館は社会教育課に属することとし、博物館の運営管理を分掌することを、その他所要の規定の整備を行うこととしました。

茅ヶ崎市教育委員会職の設置等に関する規則の改正では、茅ヶ崎市博物館に館長の職を置き、その職に充てる職員及びその職務を定めること等としました。

最後に、日程第6 教委議案第33号茅ヶ崎市教育委員会行政文書管理規程及び茅ヶ崎市教育委員会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令についてご説明いたします。

資料は、定例会議案その2、20ページから24ページでございます。

本規程及び訓令は、茅ヶ崎市博物館の設置に伴い、同館における文書の記号を定めるとともに、同館に勤務する職員の勤務時間等の特例を定めるため提案するものでございます。

また、茅ヶ崎市博物館条例施行規則から茅ヶ崎市教育委員会行政文書管理規程及び茅ヶ崎市教育委員会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令につきましては、いずれも令和4年7月30日から施行することとしております。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第2 教委議案第30号茅ヶ崎市博物館条例施行規則につ

いて及び日程第3 教委議案第31号茅ヶ崎市博物館協議会規則について及び日程第4 教委議案第20号茅ヶ崎市文化資料館条例施行規則の一部を改正する規則について及び日程第5 教委議案第32号茅ヶ崎市教育委員会事務局の組織等規則及び茅ヶ崎市教育委員会職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について及び日程第6 教委議案第33号茅ヶ崎市教育委員会行政文書管理規程及び茅ヶ崎市教育委員会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令については、原案のとおり決定することではいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、原案のとおり決めます。

次に、日程第7 教委議案第21号教育財産移管についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○社会教育課長 日程第7 教委議案第21号教育財産移管についてにつきまして、社会教育課長からご説明申し上げます。

資料は定例会議案11ページから14ページになります。

資料の14ページを御覧ください。本案につきましては、(仮称)茅ヶ崎市歴史文化交流館整備事業を進めるに当たり、事業用地の一部を拡幅し道路として供用しておりました。このたび(仮称)歴史文化交流館の建設工事が完了したことから、教育財産である当該事業用地について、今後は市において道路として管理するため移管するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

特にご意見等がなければ、日程第7 教委議案第21号教育財産移管については原案のとおり決定することではいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、原案のとおり決めます。

次に、日程第8 教委議案第22号令和5年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書採択についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 日程第8 教委議案第22号令和5年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書の採択についてにつきまして、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。

議案書15ページをご覧ください。

本年度は、小・中学校ともに継続採択年度に当たります。継続採択年度につきましては、原則、当該年度に使用している教科用図書と同一のものを採択することが義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条1項において規定されております。したがって、本委員会におきまして、5月の定例会でご審議いただき可決いただいております令和5年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書採択基本方針に基づきまして、令和5年度に使用する小・中学校及び特別支援学級教科用図書につきましては、16ページから19ページにお示しいたしました令和4年度に使用している教科書と同一のものを採択いただきますようご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第8 教委議案第22号令和5年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書の採択については原案のとおり決定することではいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、原案のとおり決めます。

次に、日程第9 教委議案第23号茅ヶ崎市立汐見台小学校学校運営協議会設置について及び日程第10 教委議案第24号茅ヶ崎市立鶴が台中学校学校運営協議会設置については、関連がありますので一括して議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 日程第9 教委議案第23号茅ヶ崎市立汐見台小学校学校運営協議会設置について及び日程第10 教委議案第24号茅ヶ崎市立鶴が台中学校学校運営協議会設置についてにつきましては、一括して学校教育指導課長よりご説明申し上げます。

まず初めに、議案書20ページをご覧ください。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定する学校運営協議会について、22ページの茅ヶ崎市学校運営協議会規則第2条の規定に基づき、茅ヶ崎市立汐見台小学校への設置を願ひ出るものでございます。

なお、この設置は令和4年7月1日といたします。

続きまして、議案書24ページをご覧ください。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定する学校運営協議会について、26ページの茅ヶ崎市学校運営協議会規則第2条の規定に基づき、茅ヶ崎市立

鶴が台中学校への設置を願い出るものでございます。

なお、この設置は令和4年7月1日といたします。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○伊藤委員 学校評議員制度から学校運営協議会制度に変わったわけですので、当然地域住民の方の意見を聞くとか、それから、校長先生は学校運営について説明をして承認していただくとかというようなことがあると思うんですけども、その点についてよろしくお願ひしたいと思います。何かそれについてコメントがあればと思うんですけども、いかがでしょうか。

○学校教育指導課長 学校運営協議会は学校運営の基本方針の承認など具体的な権限を有していることから、地域住民や保護者が学校運営に対する当事者意識を分かち合い、共に行動する体制が構築できるものと考えております。そのような意味で、学校だけでなく地域の多様な人材がこれまで以上に主体的に子どもを育てることに関わっていくものであると期待しているところです。

○竹内教育長 ほかにご意見等がなければ、日程第9 教委議案第23号茅ヶ崎市立汐見台小学校学校運営協議会設置について及び日程第10 教委議案第24号茅ヶ崎市立鶴が台中学校学校運営協議会設置については原案のとおり設置することでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、原案のとおり決めます。

次に、日程第11 教委報告第20号茅ヶ崎市立公民館運営審議会委員の委嘱に関する専決処分についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○小和田公民館担当課長兼館長 日程第11 教委報告第20号茅ヶ崎市立公民館運営審議会委員の委嘱に関する専決処分についてにつきまして、小和田公民館担当課長よりご説明申し上げます。

議案書は28ページから30ページまでとなります。

本件は、社会教育法第30条及び茅ヶ崎市立公民館条例第17条の規定に基づく小和田公民館の運営審議会委員の委嘱について専決処分をいたしましたので、茅ヶ崎市教育委員会事務委任規則第5条第2項の規定に基づき報告をし、承認をお願いするものです。

議案書30ページをご覧ください。小和田公民館運営審議会委員につきまして、令和4年5月17日に菊池路子氏から伊藤美千代氏に変更して委嘱するもので、任期につきましては令和6年3月31日までとなっております。

本委嘱におきましては、教育委員会定例会にお諮りするいとまがございませんでしたので、茅ヶ崎市教育委員会事務委任規則第4条の規定により専決処分いたしましたものでございます。

報告は以上でございます。よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

特にご意見等がなければ、日程第11 教委報告第20号茅ヶ崎市立公民館運営審議会委員の委嘱に関する専決処分についての報告を承認することでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、承認することといたします。

ここで皆様にお諮りいたします。これ以降の議題は予算に関する案件等でございますので、その性質上、非公開といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 異議なしと認め、非公開といたします。

午後3時28分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、次により署名します。

令和4年6月16日

教育長

委員

委員

委員

委員